

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

条 例	ページ
○市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する 条例(六五・分権改革推進室)……………	5
○政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に關す る条例の一部を改正する条例(六六・秘書課)……………	7
○職員の高齢者部分休業に関する条例(六七・人事課)……………	7
○職員の自己啓発等休業に関する条例(六八・人事課)……………	9
○職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 (六九・人事課)……………	11
○県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例(七〇・人事課)……………	21
○職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(七一・ 人事課)……………	22
○秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 (七十二・財政課)……………	22
○秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例(七三・ 医務課)……………	22
○秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例 (七四・県立病院改革推進室)……………	24
○温泉法施行条例の一部を改正する条例(七五・自然保護 課)……………	24
○企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改 正する条例(七六・公営企業課)……………	25
○都市計画法施行令第三十一条の開發区域の面積を定める条 例を廃止する条例(七七・都市計画課)……………	26
○秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(七八・ 道路課)……………	26
○秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条 例(七九・建築住宅課)……………	28
○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例	

の整理に関する条例(八〇・高校教育課)……………	29
○秋田県立野球場条例の一部を改正する条例(八一・保健体 育課)……………	30
○秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条 例(八二・警務課)……………	31
○政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に 関する条例の一部を改正する条例(八三・議会事務局総務 課)……………	31

この号で公布された
条例のあらまし

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例 (秋田県条例第六五号)

1 権限移譲対象事務に都市計画法(昭和四三年法律第一〇〇号)第三十四条の二第一項の規定による開発行為についての国の機関等との協議等の事務を加えることとした。(別表第六七関係)

2 経由事務に次の事務を加えることとした。(別表第八五関係)

- (一) 温泉法(昭和二十三年法律第一二五号)第六条第一項及び第七条第一項(これらの規定を同法第一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による土地の掘削等の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請の受理
- (二) 都市計画法第三十四条の二第一項の規定による開発行為についての協議の申出の受理等

- (三) 都市計画法第四二条第二項の規定による開発区域内における建築物等の新築等についての協議の申出の受理
- (四) 建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第六八条の三第七項(同法第八八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の用途等に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理

4 建築基準法第六八条の五の二の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請の受理

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

- (一) この条例は、一部を除き、次のとおり施行することとした。

- (1) 2(三) この条例の公布の日
 - (2) 2(四) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一九号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
 - (3) 2(一) 平成一九年一月二〇日
 - (4) 1並びに2(二)及び四 平成一九年一月三〇日
- (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

◇政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六六号)

- 1 知事が作成する資産等報告書等に記載する資産等から次のものを除くこととした。(第二条関係)
 - (一) 郵便貯金
 - (二) 金銭信託
 - 2 引用している証券取引法(昭和三十三年法律第二十五号)の題名を改めることとした。(第二条関係)
 - 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 4 施行期日等
 - (一) この条例は、次のとおり施行することとした。
 - (1) 3 公布の日
 - (2) 1 (一)及び2 平成一九年九月三〇日
 - (3) 1 (一) 平成一九年一〇月一日
 - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- ◇職員の高齢者部分休業に関する条例(秋田県条例第六七号)
- 1 任命権者は、職員の高齢者部分休業(以下「休業」という。)を次により承認することができることとした。(第二条関係)
 - (一) 休業の時間は、一週間を通じて二〇時間を超えない範囲内で、一時間を単位とすること。
 - (二) 休業できる期間は、職員の定年退職日から五年さかのぼった日後の期間とすること。
 - (三) 休業により勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。(第三条関係)
 - (四) 休業により勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を退職手当に係る在職期間から除算することとした。(第四条関係)
 - (五) 任命権者は、休業中の職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、休業の承認を取り消し、又は休業の時間を短縮することとした。(第五条関係)
 - (六) 任命権者は、休業中の職員から休業の時間の延長の申請があった場合で、公務に支障がないと認めるときは、その延長を承認することができることとした。(第六条関係)
 - (七) 1から5のほか、休業に関し必要な事項は、任命権者が定めることとした。(第七条関係)
 - 7 施行期日等
 - (一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

- (二) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成一四四年秋田県条例第六九号)について所要の規定の整備を行うこととした。
- ◇職員の自己啓発等休業に関する条例(秋田県条例第六八号)
- 1 任命権者は、職員の自己啓発等休業(以下「休業」という。)を次により承認することができることとした。(第二条関係)
 - (一) 休業をすることができる職員は、在職期間が三年以上あり、かつ、職員として良好な成績で勤務している職員とすること。
 - (二) 休業の期間は、三年以内とすること。
 - (三) 休業の対象となる教育施設は、大学、大学院、外国の大学等とすること。
 - (四) 休業の対象となる奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が行う開発途上地域における奉仕活動等とすること。
 - (五) 休業中の職員は、三年を超えない範囲内において、特別な事情がある場合を除き一回に限り休業の期間の延長を申請することができることとした。(第三条関係)
 - (六) 任命権者は、当該休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合は、承認を取り消すこととした。(第四条関係)
 - (七) 休業中の職員は、任命権者から求められた場合のほか、当該休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合等には、任命権者に報告しなければならないこととした。(第五条関係)
 - (八) 休業をした職員が職務に復帰した場合に、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、号給を調整することができることとした。(第六条関係)
 - (九) 休業をした職員の退職手当の算定に当たっては、休業をした期間は原則として現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとした。(第七条関係)
 - 7 施行期日等
 - (一) この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
 - (二) 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成一九年秋田県条例第五号)について所要の規定の整備を行うこととした。
- ◇職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第六九号)

- 1 職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)の一部改正(第一条による改正)
 - (一) 再度の育児休業を取得することができる特別な事情に、育児休業をしている職員(県費負担教職員を含む。以下同じ。)が、負傷、疾病等の障害により当該育児休業に係る子を養育できないことにより承認が取り消された後、当該子を養育できる状態に回復した場合を加えることとした。(第三条関係)
 - (二) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合に、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、号給を調整することができることとした。(第八条関係)
 - (三) 非常勤職員、臨時的に任用される職員等については、育児短時間勤務をすることができないこととした。(第一〇条関係)
 - (四) 育児短時間勤務終了から一年以内に再度の育児短時間勤務をすることができず事情について定めることとした。(第一一条関係)
 - (五) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二〇号)第一〇条に規定する育児短時間勤務の形態以外の勤務の形態について定めることとした。(第一二条関係)
 - (六) 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うこととした。(第一三条関係)
 - (七) 育児短時間勤務をすることにより養育している時間に当該職員以外の親が子を養育できるようになったときは、育児短時間勤務の承認を取り消すこととした。(第一四条関係)
 - (八) 育児短時間勤務の承認が失効した場合等において、過員を生ずる等のときは、当該職員について引き続き育児短時間勤務と同じ内容の短時間勤務をさせることができることとした。(第一五条関係)
 - (九) (八)により短時間勤務をさせる場合又は(八)による短時間勤務が終了した場合には、当該職員に対し書面により通知することとした。(第一六条関係)
 - (十) 育児短時間勤務をする職員との給与等に関する特例を定めることとした。(第一七条、第二〇条及び第二二条関係)
 - (十一) 任期付短時間勤務職員の任期を更新する場合には、当該任期付短時間勤務職員の同意を得なければならないこととした。(第二一条関係)
 - (十二) 育児短時間勤務をしている職員又は(八)により短時間勤務をしている職員は、部分休業を取得することができないこととした。

職 名	減額前の報酬月額		現行の減額状況	
	報酬月額	(減額率)	報酬月額	(減額率)
議長	九一万円		八六四、五〇〇円 (百分の五)	
副議長	八二万円		七八五、七〇〇円	
			八六四、五〇〇円 (百分の五)	
			七六九、五〇〇円	

- した。(第二四条関係)
- (三) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)の一部改正(第二条による改正)
- (一) 育児短時間勤務職員の一週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割振りについて定めることとした。(第二条、第四条関係)
- (二) 船舶に乗り組む職員が育児短時間勤務をする場合の勤務時間及び週休日について定めることとした。(第八条関係)
- (三) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成一四年秋田県条例第六九号)の一部改正(第三条による改正)
- 引用している地方公務員の育児休業等に関する法律の条項を改めることとした。(第四条関係)
- 4 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二八年秋田県条例第五九号)の一部改正(第四条による改正)
- 育児短時間勤務職員の一週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割振りについて定めることとした。(第二八条、第二八条の三関係)
- 5 施行期日等
- (一) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- (三) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二八年秋田県条例第二二号)について所要の規定の整理を行うこととした。
- ◇県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七〇号)
- 1 県議会議員の報酬月額を減額する特例措置を平成二〇年九月三〇日まで延長するとともに、副議長及び議員の報酬月額について次のとおり減額する割合を引き上げることとした。(附則第三項関係)

- ◇秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例(秋田
- 4 施行期日
この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

- 2 施行期日
この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。
- ◇職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七一号)
- 1 陸路の路程の計算に用いるものから日本郵政公社の調べに係る郵便線路図を除くこととした。(第九条関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。
- ◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七二号)
- 1 引用している貸金業の規制等に関する法律(昭和五八年法律第三二号)の題名を改めることとした。(第一四条関係)
- 2 施行期日
この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成一八年法律第一一五号)の施行の日から施行することとした。
- ◇秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例(秋田県条例七三号)
- 1 秋田県立衛生看護学院(以下「学院」という。)の位置を横手市前郷二番町一〇番二号に改めることとした。(第一条関係)
- 2 学院の多目的ホールを貸切使用により使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととするともに、当該許可の取消し等ができる場合について定めることとした。(第八条及び第九条関係)
- 3 学院の多目的ホールの使用料の徴収、減免及び不還付について定めることとした。(第一〇条、第二二条及び別表関係)
- 4 施行期日
この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

議員	(百分の三)	(百分の五)
七八万円	七七二、二〇〇円 (百分の一)	七四一、〇〇〇円 (百分の五)

- 2 高年齢者部分休業をしている職員について、勤務しない一時間に
- ◇企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七六号)
- 1 退職手当に係る受給資格の要件のうち勤続期間を二月以上(第一三条第一項各号に該当する者にあつては、六月以上)とすることとした。(第一三条関係)
- 2 高年齢者部分休業をしている職員について、勤務しない一時間に

- 2 施行期日
この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。
- ◇温泉法施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七五号)
- 1 土地の掘削等の許可を受けた者の地位の承継の承認の事務に係る手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。(第七条関係)
- | 区 分 | 手数料の額
(一件につき) |
|--|------------------|
| 温泉法(昭和二三年法律第一二五号)第六
条第一項又は第七條第一項の規定による土
地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の
承認の申請 | 七、四〇〇円 |
| 温泉法第一一條第二項において準用する同
法第六條第一項又は第七條第一項の規定に
よるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可
を受けた者の地位の承継の承認の申請 | 七、四〇〇円 |
| 温泉法第一一條第一項又は第一七條第一項
の規定による温泉の利用の許可を受けた者
の地位の承継の承認の申請 | 七、四〇〇円 |
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日
この条例は、平成一九年一〇月二〇日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。

つき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。(第一三条の二関係)

3 育児短時間勤務をしている職員について、通常の勤務時間に満たない時間一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。(第一三条の二関係)

4 自己啓発等休業をしている職員について、当該自己啓発等休業をしている期間は給与を支給しないこととするともに、期末手当及び勤勉手当は勤務した期間に応じて支給することとした。(第一三条の六関係)

5 その他所要の規定の整理を行うこととした。
施行期日等

(一) この条例は、次のとおり施行することとした。

(1) 3 公布の日

(2) 1 平成一九年一〇月一日

(3) 2、4及び5 平成二〇年四月一日

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇都市計画法施行令第三十一条の開発区域の面積を定める条例を廃止する条例(秋田県条例第七号)

1 都市計画法施行令第三十一条の開発区域の面積を定める条例(平成一五年秋田県条例第三〇号)は、廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成一九年一月三〇日から施行することとした。

◇秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七八号)

1 占用料の減免をすることができる占用物件から日本郵政公社が郵便の業務等の用に供する占用物件を除くこととした。(第三三関係)

2 施行期日等

(一) この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七九号)

1 国、県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の建築物等の仮使用の承認等の事務に係る手数料を徴収するこ

とし、その額は、次のとおりとすることとした。(別表関係)

(一) 国等の建築物等の仮使用の承認

一件につき 一二〇、〇〇〇円

(二) 用途地域の指定のない区域における建築等の許可

一件につき 一八〇、〇〇〇円

(三) 開発整備促進区の区域における建築物の用途等に関する制限の適用除外に係る認定

一件につき 二七、〇〇〇円

(四) 防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率に関する特例の認定

一件につき 二七、〇〇〇円

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
施行期日

この条例は、一部を除き、次のとおり施行することとした。

(一) 一(一) この条例の公布の日

(二) 一(四) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一九号)の施行の日又はこの条例の公布の日

いずれか遅い日

(三) 一(二)及び(三) 平成一九年一月三〇日

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(秋田県条例第八〇号)

1 職員の修学部分休業に関する条例(平成一七年秋田県条例第六号)ほか五条例について引用している学校教育法(昭和二二年法律第二六号)の条項を改めることとした。

2 その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第九六号)の施行の日から施行することとした。

◇秋田県立野球場条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八一号)

1 平成一九年一月一日以後も引き続き秋田県立野球場に広告を表示することができることとした。(附則第二項関係)

2 広告表示用設備使用料について、その使用の単位及び使用料の額を次のとおり改めることとした。(別表関係)

区分	改正前	改正後
内野席前部フェンス	一区画(二五平方メートル)一年につき	一平方メートルにつき一年

ス	五〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
外野席前部フェンス	一区画(二五平方メートル)一年につき 六二、五〇〇円	一平方メートルにつき 一七、五〇〇円

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。
施行期日

この条例は、平成一九年一月一日から施行することとした。

◇秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八二号)

1 引用している道路交通法(昭和三五年法律第一〇五号)の条項を改めることとした。(第一三三関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八三号)

1 議員が作成する資産等報告書等に記載する資産等から次のものを除くこととした。(第二二条関係)

(一) 郵便貯金

(二) 金銭信託

2 引用している証券取引法(昭和二三年法律第二五号)の題名を改めることとした。(第二一条関係)

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

4 施行期日等

(一) この条例は、次のとおり施行することとした。

(1) 3 公布の日

(2) 1(二)及び2 平成一九年九月三〇日

(3) 1(一) 平成一九年一〇月一日

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

条 例

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例、政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例、職員の高齢者部分休業に関する条例、職員の自己啓発等休業に関する条例、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例、報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例、秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例、秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例、温泉法施行条例の一部を改正する条例、企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例、都市計画法施行令第三十一条の開発区域の面積を定める条例を廃止する条例、秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、秋田県立野球場条例の一部を改正する条例、秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例及び政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第六十五号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第六十七第二号中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同表第三号中「第三十四条第十号」を「第三十四条第十四号」に改め、同表中第十九号を第二十号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同表第十三号中「まで」の下に「（これらの規定を法第三十四条の第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同表第十四号とし、同表中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同表第十号中「第四十三条第一項」の下に「及び第三項」を、「許可」の下に「等」を加え、同号を同表第十一号とし、同表中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第三十四条の二第一項の規定による開発行為についての国の機関等との協議

別表第八十五第二十五号(二)中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同号中(八)を(九)とし、(五)から(七)までを一つずつ繰り下げ、同号(四)中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)中「第六条第一項（同法第九条第二項）」を「第八条第一項（同法第十一条第二項）」に改め、同号中(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 温泉法第六条第一項及び第七条第一項（これらの規定を同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の掘削等の許可

を受けた者の地位の承継の承認の申請の受理

別表第八十五第二十六号(九)を同号(五)とし、同号(八)中「及び第四十三条第一項」を削り、「による」の下に「開発区域内における」を加え、同号(八)を(九)とし、(九)の次に次のように加える。

- (十) 法第四十二条第二項の規定による開発区域内における建築物等の新築等についての協議の申出の受理
 - (十一) 法第四十三条第一項の規定による市街化調整区域のうち開発区域以外の区域内における建築物等の新築等の許可の申請の受理
 - (十二) 法第四十三条第三項の規定による市街化調整区域のうち開発区域以外の区域内における建築物等の新築等についての協議の申出の受理
- 別表第八十五第二十六号(七)を(八)とし、(一)から(六)までを一つずつ繰り下げ、(一)の次に次のように加える。

(一) 法第三十四条の二第一項の規定による開発行為についての協議の申出の受理

別表第八十五第二十七号(七)中「第十二項」を「第十三項」に改め、同号(四)を(五)とし、(三)から(六)までを一つずつ繰り下げ、同号(三)中「第六十八条の五の五」を「第六十八条の五の六」に改め、同号(三)を同号(四)とし、同号(五)中「第六十八条の五の四第二項」を「第六十八条の五の五第二項」に改め、同号(六)を同号(七)とし、同号(六)中「第六十八条の五の四第一項」を「第六十八条の五の五第一項」に改め、同号(七)を同号(八)とし、同号(七)中「第六十八条の五の二第二項」を「第六十八条の五の三第二項」に改め、同号(八)を(九)とし、(九)を(十)とし、(十)の次に次のように加える。

(九) 法第六十八条の五の二の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請の受理

別表第八十五第二十七号(四)の次に次のように加える。

(四) 法第六十八条の三第七項(法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の用途等に関する制限の適用除外に係る認定の申請の受理

別表第八十五第二十八号中「(四)」を「(五)」に、「(五)」を「(六)」(六)及び(七)」を「(七)」(七)及び(八)」に改め、同表第二十九号中「(四)」を「(五)」に、「(五)」から「(八)」まで、「(六)」及び「(七)」を「(七)」(七)及び「(八)」に改める。

附 則

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第八十五第二十六号(九)を同号(五)とする改正規定、同号(八)の改正規定及び同号(九)の次に次のように加える改正規定(同号(五)に係る部分を除く。)並びに次項の規定 この条例の公布の日
- 二 別表第八十五第二十七号(四)を(五)とし、(五)から(八)までを一つずつ繰り下げる改正規定、同号(三)から(六)までの改正規定、同号(三)を(四)とし、(四)の次に次のように加える改正規定並びに同表第二十八号及び第二十九号の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

三 別表第八十五第二十五号の改正規定 平成十九年十月二十日
四 前三号に掲げる規定以外の規定 平成十九年十一月三十日

2 この条例の施行により新たに市町村への権限移譲の推進に関する条例第三条の権限移譲対象事務となる事務に係る同条例第十二条の規定による協議若しくは告示又は同条例第十三条第一項の經由事務となる事務に係る同条例第二項の規定による協議若しくは同条例第三項において準用する同条例第十二条第四項の規定による告示その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。この場合において、同条例第十二条第一項の規定による協議は、同項の規定にかかわらず、当該権限移譲対象事務となる事務に係る一の別表ごとに行うことができる。

秋田県条例第六十六号

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金（）」を「及び貯金（）」に改め、「及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を削り、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「有価証券（株券）」の下に「（株券が発行されていない場合）において、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。以下同じ。」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第一項第六号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める部分及び同号を同項第五号とする部分を除く。） 公布の日

二 前号及び次号に掲げる規定以外の規定 平成十九年九月三十日

三 第二条第一項第四号の改正規定及び次項の規定 平成十九年十月一日

2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、前項第三号に掲げる規定の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

秋田県条例第六十七号

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の三の規定に基づき、職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員を含む。以下同じ。)の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認等)

第二条 任命権者は、職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、一時間を単位として行うものとする。

3 地方公務員法第二十六条の三第一項の条例で定める期間は、五年とする。

(休業中の給与)

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第十四条及び市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)第二十条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、一般職の職員の給与に関する条例第十九条の二又は市町村立学校職員の給与等に関する条例第二十条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第四条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の二分の一に相当する期間を職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)第七条第一項から第六項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合における同条の規定の適用については、同条第七項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十九年秋田県条例第六十七号)第四条」と、同条第九項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例第四条」とする。

(承認の取消し及び休業時間の短縮)

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は当該承認に係る一週間当たりの勤務しない時間(以下「休業時間」という。)を短縮するものとする。

(休業時間の延長)

第六条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、第二条第二項で定める範囲内で当該休業時間の延長を承認することができる。

(委任規定)